女性疾病特約(16)目次

(2024年4月改定)

1 総 則

第1条 特約の締結

第2条 特約の責任開始期

2 給付金の支払

第3条 女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女 性疾病放射線治療給付金の支払

第4条 特定女性疾病入院一時給付金・出産給付金・満 了時給付金の支払

第5条 特約保険料の払込免除

第6条 給付金の請求手続、支払の時期および場所

3 告知義務および特約の解除

第7条 告知義務

第8条 告知義務違反による解除

第9条 重大事由による解除

4 保険料の払込

第10条 特約保険料の払込

第11条 払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生

した場合

第12条 特約の失効・消滅

第13条 特約の復活

5 特約の更新

第14条 特約の更新

6 社員配当金

第15条 社員配当金

7 特約の解約および払戻金

第16条 特約の解約 第17条 特約の払戻金

8 特約の内容の変更・その他

第18条 女性疾病入院給付金日額の減額

第19条 法令の改正等に伴う女性疾病手術給付金等の支

払事由の変更

第20条 主約款の規定の準用

9 特 則

第21条 女性総合給付特則

第22条 特別条件特則

別表1 対象となる女性疾病

別表2 対象となる特定女性疾病

別表3 病院または診療所

別表4 入院

別表 5 手術

別表6 放射線治療

別表7 公的医療保険制度

別表8 先進医療

別表 9 請求書類

別表10 特定部位表

女性疾病特約(16)

1 総則

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。2 前項のほか、契約者は、主契約の締結後に会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

(特約の責任開始期)

- 第2条 この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、前条第 2項の規定により主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から特約上の責任を負います。
 - (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合 この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾

した場合

次のいずれか遅い時

- ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
- イ. 被保険者に関する告知を受けた時

2 給付金の支払

(女性疾病入院給付金・女性疾病手術給付金・女性疾病放射線治療給付金の支払)

第3条 この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金の支払は、次のとおりです。

給	給付金の支払は、次のとおりです。			
号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	女性疾病入院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。ア. この特約の責任開始 [編巻1] 期以後に発病した女性疾病(別表1)を直接の原因とする入院イ. 女性疾病(別表1)の治療を直接の目的とする入院 [編巻2] ウ. 病院または診療所(別表3)における別表4に定める入院エ. 入院日数が1日 [編巻3] 以上の入院	1 回の入院につき、 (女性疾病 入院給付金日額) × (入院日数)	
(2)	女性疾病手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす別表5-1. に定める手術を受けたとき。ア. この特約の責任開始 [編考1] 期以後に発病した女性疾病(別表1)を直接の原因とする手術イ. 女性疾病(別表1)の治療を直接の目的とする手術 [編巻4]ウ. 病院または診療所(別表3)において受けた手術	主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金または疾病入院給付金の支払事で受けた手術のとき。 手術1回につき、(女性疾病入院給付金日額)×20 主契約の災害入院給付金または疾病して受けた手術のとき。 主契約の災害入院給付金の支払事は疾病して受けた手術のとき。 手術1回につき、(女性疾病入院給付金日額)×5	主契約の給付金受取人
(3)	女性疾病放射線治療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の 条件のすべてを満たす別表6に定める放射 線治療を受けたとき。 ア. この特約の責任開始「編考1」期以後に発 病した女性疾病(別表1)を直接の原因 とする放射線治療 イ. 女性疾病(別表1)の治療を直接の目 的とする放射線治療 ウ. 病院または診療所(別表3)において 受けた放射線治療 エ. すでに女性疾病放射線治療給付金の支 払事由に該当している場合には、女性疾 病放射線治療を最後に受けた日から その日を含めて60日を経過した後に受け た放射線治療	放射線治療1回につき、 (女性疾病 入院給付金日額)×10	

第3条 備考

【備考1】責任開始

特約の復活(第13条)が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】治療を直接の目的 とする入院

治療のための入院をいい、 たとえば、美容上の処置、 正常分娩、疾病を直接の原 因としない不妊手術、治療 処置を伴わない人間ドック 検査などのための入院は該 当しません。

【備考3】入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

【備考4】治療を直接の目的 とする手術

治療のための手術をいい、 たとえば、美容整形上の手 術、疾病を直接の原因とし ない不妊手術、診断・検査(生 検、腹腔鏡検査など)のた めの手術などは該当しませ

【備考5】この特約の締結の 際

特約の復活(第13条)が行なわれた場合には、最後の復活の際とします。

【備考6】同一の女性疾病

別表1の表中、同一の「女性疾病の種類」に属する女性疾病は、すべて「同一の女性疾病」とします。また、医学上重要な関係にあるとされる一連の女性疾病は、病名が異なる場合であっても、これを同一の女性疾病として取り扱います。

たとえば、次のような関係のものをいいます。

- 2 被保険者が、この特約の責任開始 [編巻1] 期前に発病した女性疾病(別表1)を直接の原因として、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、責任開始 [編巻1] の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術もしくは放射線治療を受けたときは、その入院、手術または放射線治療は責任開始 [編巻1] 期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 3 被保険者が、この特約の責任開始 [編者1] 期前に発病した女性疾病(別表 1) を直接の原因として、この特約の責任開始 [編者1] 期以後に、入院した場合または手術もしくは放射線治療を受けた場合でも、会社が、この特約の締結の際 [編巻5] に、告知等により知っていたその女性疾病(別表 1) に関する事実にもとづいて承諾したときは、その女性疾病(別表 1) はこの特約の責任開始 [編巻1] 期以後に発病したものとして取り扱います。ただし、その女性疾病(別表 1) に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその女性疾病(別表 1) に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 4 被保険者が、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに異なる 女性疾病(別表1)を併発していた場合、またはその入院中に異なる女性疾病(別表1) を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性疾病(別表1)により継続して入院したものとみなします。
- 5 被保険者が、同一の女性疾病 [編巻6] により女性疾病入院給付金の支払事由に該当する 入院を2回以上した場合には、それらを1回の入院とみなして本条の規定を適用します。 ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から その日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り 扱います。
- 6 被保険者が、女性疾病(別表1)以外の事由を原因とする入院中に女性疾病(別表1)を併発し、その女性疾病(別表1)について入院を要する治療を受けたとき(この特約の保険期間中にその治療を開始したときに限ります。)は、その治療を開始した日からその治療を終了する日までの入院を、女性疾病(別表1)を直接の原因とする入院として取り扱います。
- 7 被保険者が、女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を同一の日に複数回した場合でも、女性疾病入院給付金は重複して支払いません。
- 8 被保険者の入院中に女性疾病入院給付金日額の減額があった場合、第1項に規定する 女性疾病入院給付金の支払額は、各日現在の女性疾病入院給付金日額にもとづいて計算 します。
- 9 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了した場合、その満了時を含む継続入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
- 10 女性疾病入院給付金の支払日数(女性疾病入院給付金を支払う日数。以下本条において同じ。)の限度は、次のとおりとします。

1回の入院についての支払限度	通算支払限度
120 ⊟	1,095 ⊟

- 11 前項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金の支払日数が前項に定める支払限度に 到達した日の翌日以後にがん [編考7] の治療を直接の目的として女性疾病入院給付金の支 払事由に該当する入院をした場合 [編考8] には、その入院日数分の女性疾病入院給付金を 支払います。
- 12 女性疾病手術給付金の支払については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が、女性疾病手術給付金の支払事由に該当する2以上の手術を同日に受けたときは、女性疾病手術給付金の支払額がもっとも高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金を支払います。
 - (2) 被保険者が、女性疾病手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が別表5-2. に定める一連の手術に該当するときは、それらの手術のうち、女性疾病手術給付金の支払額がもっとも高い手術が1回のみ行なわれたものとみなして女性疾病手術給付金を支払います。
- 13 被保険者が、女性疾病放射線治療給付金の支払事由に該当する2以上の放射線治療を同日に受けたときは、いずれか1つの放射線治療についてのみ女性疾病放射線治療給付金を支払います。
- 14 本条の給付金の受取人を主契約の給付金受取人以外の者に変更することはできません。

- ・妊娠高血圧症候群とそれに起因する高血圧症
- 乳がんとその転移による 脳腫瘍

【備考7】がん

別表1の表中、「女性疾病の 種類」が「がん(悪性新生物)」 に区分される疾病をいいま す。

【備考8】がん^[備考7] の治療 を直接の目的として女性疾 病入院給付金の支払事由に 該当する入院をした場合

第4項に規定する、がん「備考7」以外の女性疾病(別表1)による入院を開始したときにがん「備考7」を併発していた場合、またはその入院中にがん「備考7」を併発した場合を含みます。ただし、併発したがん「備考7」について、保険期間中に入院を要する治療を開始した場合に限ります。

(特定女性疾病入院一時給付金・出産給付金・満了時給付金の支払)

第4条 この特約の特定女性疾病入院一時給付金、出産給付金および満了時給付金の支払は、次のとおりです。ただし、これらの給付金は、女性総合給付特則(第21条)が付加されている場合に支払います。

号	名称	支払事由	支払額	受取人
(1)	特定女性疾病入院一時給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。ア. この特約の責任開始 [編巻1] 期以後に発病した特定女性疾病(別表2)を直接の原因とする入院イ. 特定女性疾病(別表2)の治療を直接の目的とする入院 [編巻2] ウ. 病院または診療所(別表3)における別表4に定める入院エ. 入院日数が1日 [編巻3] 以上の入院	1回の入院につき、 5万円	主契約の給付金受取人
(2)	出産給付金	被保険者が、この特約の締結の際の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後 [備考4] のこの特約の保険期間中に子を出産 [備考5] したとき。	出産した子1人につき、 3万円	
(3)	満了時給付金	被保険者が、この特約の保険期間満了時に生存していたとき。	ア. この特約の保険期間中に前号の出産給付金の支払事由に該当し、その給付金が支払われているとき。第2項に定める満了時給付金額-3万円イ. 前ア以外のとき。第2項に定める満了時給付金額	契約者

2 前項第3号の満了時給付金額は、この特約の保険期間により次のとおりとします。

この特約の保険期間	満了時給付金額
10年	20 万円
15年	25 万円
20年	35 万円

- 3 前条第2項、第3項、第4項、第6項および第7項の規定は、特定女性疾病入院一時 給付金の支払の場合に準用します。
- 4 被保険者が、同一の特定女性疾病 [編素6] により特定女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらを1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、特定女性疾病入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。
- 5 特定女性疾病入院一時給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて10回を限度とします。
- 6 第1項第3号中のイに定める支払額の満了時給付金を支払った後に出産給付金の請求を受けた場合には、その請求にもとづき支払うべき出産給付金から3万円を差し引いて支払います。ただし、3万円を差し引いた後の出産給付金の支払額が0となるときは、出産給付金は支払いません。
- 7 満了時給付金は、契約者から事前にすえ置かない旨の申出がない限り、支払事由の生じた日から自動的にすえ置くものとします。この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) すえ置かれた満了時給付金には、会社所定の利率で計算した利息を付けます。た

第4条 備考

【備考1】責任開始

特約の復活(第13条)が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始とします。

【備考2】治療を直接の目的 とする入院

治療のための入院をいい、 たとえば、美容上の処置、 正常分娩、疾病を直接の原 因としない不妊手術、治療 処置を伴わない人間ドック 検査などのための入院は該 当しません。

【備考3】入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日である場合をいいます。なお、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

【備考4】この特約の締結の際の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後

特約の復活(第13条)が行なわれた場合には、この特約の締結の際の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後、かつ最後の復活の際の責任開始の日からその日を含めて1年を経過した後とします。

【備考5】出産

妊娠85日以上の分娩をいい、 生産のほか死産を含みます。 ただし、この場合の死産と は、死児(出産後においす 心臓膊動、随意筋の運動かよび呼吸のいずれも認めない いものをいいます。)の光産 をいい、かつ、その死産に より女性疾病手術給付金が 支払われるものに限るもの とします。

【備考6】同一の特定女性疾 病

別表2の表中、同一の「特定女性疾病の種類」に属する特定女性疾病は、すべて「同一の特定女性疾病」とします。また、医学上重要な関係にあるとされる一連の特定女性疾病は、病名が異

だし、満了時給付金がすえ置かれた後に主契約が効力を失った場合は、その効力を失っている期間はこの利息を付けないものとします。

- (2) すえ置かれた満了時給付金は、契約者から請求があったとき、または主契約が消滅したときに契約者 [備考7] に支払います。
- (3) 契約者がすえ置かれた満了時給付金を請求するときは、必要書類(別表9)を会社に提出してください。
- 8 第1項各号の給付金の受取人を当該各号に定める者以外の者に変更することはできません。

(特約保険料の払込免除)

第5条 この特約の保険料の払込免除については、主契約の普通保険約款(以下「主約款」 といいます。)の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

(給付金の請求手続、支払の時期および場所)

- 第6条 給付金の支払事由 (第3条・第4条) が生じた場合には、契約者または給付金の 受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、遅滞なく必要書類(別表9)を会社に提出して、 給付金の支払を請求してください。
- 3 主約款の給付金等の支払の時期および場所に関する規定は、この特約の給付金の支払 の場合に準用します。

なる場合であっても、これ を同一の特定女性疾病とし て取り扱います。

【備考7】契約者

被保険者の死亡により主契約が消滅する場合で、主契約において死亡時払戻金受取人が指定されているときは、その受取人とします。

3 告知義務および特約の解除

(告知義務)

第7条 この特約の締結または復活の際、支払事由および保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

- **第8条** 契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、 故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた 場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、この特約の女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金もしくは特定女性疾病入院一時給付金(以下本条において「入院給付金等」といいます。)の支払事由(第3条・第4条)または保険料の払込免除事由(第5条)が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、この特約の入院給付金等の支払または 保険料の払込免除をしません。また、すでに入院給付金等を支払っていたときは、その 返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除し なかったものとして取り扱います。
- 4 前項の規定にかかわらず、入院給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または入院給付金等の受取人が証明したときは、入院給付金等の支払または保険料の払込免除をします。
- 5 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契 約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できな い場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 6 本条の規定によってこの特約を解除した場合に払戻金(第17条)があるときは、会社 はその払戻金を契約者に支払います。
- 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定による解除を行なうことができません。 (1) 会社が、この特約の締結または復活の際に、解除の原因となる事実を知っていた ときまたは過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者(以下本条において「保険媒介者」といいます。)が、前条の規定による告知の際に、契約者または被保険者

第8条 備考

【備考1】責任開始

特約の復活(第13条)の際の告知義務違反による解除については、その復活の際の責任開始とします。

がその告知をすることを妨げたとき。

- (3) 保険媒介者が、前条の規定による告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
- (5) この特約の責任開始 [備考1] の日から起算して2年以内に入院給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかった としても、契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項につい て、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用 しません。

(重大事由による解除)

第9条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	契約者、被保険者または給付金の受取人が、この特約の給付金 ^[備考1] を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
(2)	この特約の給付金 [編巻1] の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます。) があった場合
(3)	契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
(4)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過 大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(5)	主契約に付加されている特約または他の保険契約(契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。)が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 会社は、この特約の給付金の支払事由(第3条・第4条)または保険料の払込免除事由(第5条)が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由によるこの特約の給付金(第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。以下本項において同じ。)の支払または保険料の払込免除をしません。また、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によってこの特約を解除した場合に払戻金(第17条)があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

第9条 備考

【備考1】給付金

保険料の払込免除を含みます。

4 保険料の払込

(特約保険料の払込)

- 第10条 この特約の保険料は、第1条(特約の締結)第2項の規定により主契約の締結後にこの特約を付加する場合の第1回保険料を除いて、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納または一括払の場合も同様とします。
- 2 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向かって解約されたものとします。

(払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第11条 保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間の満了日までに次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

_		
号	発生した事由	取扱の内容
(1)	給付金の支払事由 (第3条・第4条)	未払込の保険料を支払うべき給付金から差し引きます。ただし、 支払うべき給付金が未払込の保険料に不足する場合は、契約者 は、その未払込の保険料を猶予期間の満了日までに払い込んで ください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、給 付金を支払いません。
(2)	保険料の払込免除 事由 (第5条)	契約者は、猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

(特約の失効・消滅)

- **第12条** 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。この場合、 契約者は、払戻金(第17条)があるときはこれを請求することができます。
- 2 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合、この特約は消滅します。
- 3 前項の規定によってこの特約が消滅した場合に払戻金(第17条)があるときは、会社 はその払戻金を契約者 [編巻1] に支払います。

(特約の復活)

- **第13条** 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第12条 備考

【備考1】契約者

被保険者の死亡によりこの 特約の払戻金を支払う場合 で、主契約において死亡時 払戻金受取人が指定されて いるときは、その受取人と します。

5 特約の更新

(特約の更新)

- 第14条 この特約の保険期間が満了した場合で主契約を更新する際に、契約者が特に反対 の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。ただ し、更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には更新できません。
- 2 前項の規定によってこの特約が更新された場合、更新後の特約について、第3条(女性疾病入院給付金·女性疾病手術給付金·女性疾病放射線治療給付金の支払)、第5条(特約保険料の払込免除)および第8条(告知義務違反による解除)の規定を適用するときは、更新前のこの特約の保険期間と更新後の特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 3 第1項ただし書の規定によりこの特約が更新されない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を更新時に付加します。この場合、前項の規定を準用し、この特約と更新時に付加する他の特約の保険期間は継続したものとして取り扱います。

6 社員配当金

(社員配当金)

第15条 この特約の社員配当金は、主約款の社員配当金に関する規定を準用し、主契約の 社員配当金に加えて支払います。

7 特約の解約および払戻金

(特約の解約)

第16条 契約者は、いつでも将来に向かってこの特約の解約を請求することができます。

2 前項の規定によってこの特約が解約された場合に払戻金(第17条)があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

(特約の払戻金)

- 第17条 この特約の払戻金は、経過年月数 [編考1] によって会社の定める方法で計算した金額 [編考2] とします。
- 2 本条の払戻金の支払については、主約款の給付金等の請求手続、支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第17条 備考

【備考1】経過年月数

保険料払込中の特約で、経 過年月数が保険料が払い込 まれた年月数をこえている 場合は、保険料が払い込ま れた年月数とします。

【備考2】会社の定める方法 で計算した金額

被保険者の死亡によりこの 特約の払戻金を支払う場合 は、会社の定める方法で計 算した責任準備金相当額と します。

8 特約の内容の変更・その他

(女性疾病入院給付金日額の減額)

- 第18条 契約者は、必要書類(別表9)を会社に提出して、女性疾病入院給付金日額を将来に向かって減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。
- 2 前項の場合、減額分については解約されたものとして取り扱い、その部分に対応する 払戻金(第17条)があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

(法令の改正等に伴う女性疾病手術給付金等の支払事由の変更)

- 第19条 会社は、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の支払事由(第3条)にかかわる次のいずれかの事由が、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の支払事由に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の支払事由を変更することがあります。
 - (1) 法令等の改正による公的医療保険制度(別表7)等の改正
 - (2) 医療技術の変化
- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下本条において「支払事由の変更日」といいます。)から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2ヵ月前までに 契約者にその旨を通知します。ただし、公的医療保険制度(別表7)を改正する法令の 公布時期等やむを得ない理由により、支払事由の変更日の2ヵ月前までに通知すること が困難な場合には、支払事由の変更日までに通知するものとします。
- 4 前項の通知を受けた契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、次のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由の変更日の前日にこの特約を解約する方法

5 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、契約者により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

9 特 則

(女性総合給付特則)

- **第21条** この特則は、この特約の締結の際、契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に付加します。
- 2 この特則を付加した特約については、被保険者が第4条(特定女性疾病入院一時給付金・出産給付金・満了時給付金の支払)第1項に定める特定女性疾病入院一時給付金、 出産給付金または満了時給付金の支払事由に該当したときに、同条の規定にしたがい、 特定女性疾病入院一時給付金、出産給付金または満了時給付金を支払います。
- 3 この特則のみの解約はできません。
- 4 この特則を付加した特約が更新するときは、更新後の特約にはこの特則を付加しません。

(特別条件特則)

第22条 この特則は、この特約を主契約に付加する際に被保険者の健康状態等が会社の定める基準に適合しない場合に適用し、次の各号のうちいずれか1つまたはそれらを併用した特別条件を付けます。

	した特別条件を付けます。				
号	特別条件の種類	特別条件の内容			
(1)	特別保険料 領収法	普通保険料に会社の定める一定金額の特別保険料を加えた金額をこの特約の保険料とします。この場合、払戻金(第17条)は、普通保険料に特別保険料を加えた保険料に基づいて計算します。			
(2)	特定部位 不担保法	会社がこの特約の締結の際に定めた特定部位不担保期間中に、 別表 10 に定める身体部位のうち会社がこの特約の締結の際に 指定した部位に女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女 性疾病放射線治療給付金または特定女性疾病入院一時給付金の 支払事由(第3条・第4条)が発生した場合、会社は、第3条 または第4条の規定にかかわらずそれらの給付金を支払いません。[編巻1]			
(3)	給付金削減 支払法	会社がこの特約の締結の際に定めた給付金削減期間中に、女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金、女性疾病放射線治療給付金または特定女性疾病入院一時給付金の支払事由(第3条・第4条)が発生した場合には次のとおり取り扱います。ア. 女性疾病入院給付金、女性疾病手術給付金および女性疾病放射線治療給付金会社は、女性疾病入院給付金日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。[備考2] イ. 特定女性疾病入院一時給付金会社は、第4条第1項第1号に定める支払額を半額に削減した金額を支払います。[備考3]			

- 2 前項の規定によりこの特約に特別条件が付けられた場合、第14条に定めるこの特約の 更新については、次のとおり取り扱います。
 - (1) 特別保険料領収法による特別条件が付けられている場合には、第14条の規定にかかわらず、この特約は更新できません。
 - (2) 特定部位不担保法による特別条件が付けられており、かつ、その不担保期間が「全期間」である特約が更新する場合には、更新後の特約にも更新前と同一の特別条件を付けて更新するものとします。

第22条 備考

【備考1】給付金を支払いません。

被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして第3条および第4条の規定を適用します。

【備考2】女性疾病入院給付金日額を半額に削減した金額を基準として給付金を支払います。

女性疾病入院給付金については、削減期間中の入院日数についてこの取扱をします。

【備考3】半額に削減した金額を支払います。

被保険者が給付金削減期間 の満了日を含んで継続して 入院したときは、その満了 日の翌日を入院の開始日と みなして第4条の規定を適 用します。

別表1 対象となる女性疾病

この特約の対象となる女性疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、 分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」によるものとします。

		基本分類	領コード
女性疾病 の種類	分類項目		左記のうち、 対象とならな いもの
がん(悪性新生物)	□唇、□腔および咽頭の悪性新生物 消化器の悪性新生物 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 骨および関節軟骨の悪性新生物 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 中皮および軟部組織の悪性新生物 乳房の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 腎尿路の悪性新生物 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 甲状腺およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 即大腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 カンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 上皮内新生物 ただし、「その他および部位不明の消化器の上皮内癌(D01)」中の「肛門および肛門管(D01.3)」、「子宮頚(部)の上皮内癌(D06)」ならびに「その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)」中の「外陰部(D07.1)」および「膣(D07.2)」については、異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものを除きます。 性状不詳または不明の新生物(D37~D48)のうち、真正赤血球増加症<多血症>骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)中の、慢性骨髄増殖性疾患本態性(出血性)血小板血症血液および造血器のその他の疾患(D70~D77)のうち、リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)中の、ランゲルハンス <langerhans>細胞組織球症、他に分類されないもの</langerhans>	C00 ~ C14 C15 ~ C26 C30 ~ C39 C40 ~ C41 C43 ~ C44 C45 ~ C49 C50 C51 ~ C58 C64 ~ C68 C69 ~ C72 C73 ~ C75 C76 ~ C80 C81 ~ C96 C97 D00 ~ D09 D45 D46 D47.1 D47.3	D07.4\D07.5\ D07.6
	ノンフルハノ人へLangerians/抽記組織球症、同じ力規されないもの	D/0.0	

新生物	上皮内新生物(D00~D09)のうち、次に該当するもの。ただし、いずれも異型度Ⅲ上皮内腫瘍のうち高度異形成に該当するものに限ります。子宮頚(部)の上皮内癌その他および部位不明の生殖器の上皮内癌(D07)中の、外陰部膣 良性新生物(D10~D36)のうち、乳房の良性新生物子宮平滑筋腫子宮のその他の良性新生物の良性新生物の良性新生物の良性新生物をの他および部位不明の女性生殖器の良性新生物甲状腺の良性新生物(D37~D48)のうち、女性生殖器の性状不詳または不明の新生物(D37~D48)のうち、女性生殖器の性状不詳または不明の新生物(D44)中の、甲状腺その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D44)中の、甲状腺その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物(D44)中の、乳房	D06 D07.1 D07.2 D24 D25 D26 D27 D28 D34 D39 D44.0 D48.6	
甲状腺の 障害 および その他の 内分泌腺 の疾患	甲状腺障害(E00~E07)のうち、 ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態 無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症 その他の甲状腺機能低下症 その他の非中毒性甲状腺腫 甲状腺中毒症[甲状腺機能亢進症] 甲状腺炎 その他の甲状腺障害 その他の内分泌腺障害(E20~E35)のうち、 クッシング症候群 卵巣機能障害 代謝障害(E70~E90)のうち、 治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの(E89)中の、 治療後卵巣機能不全(症)	E 01 E 02 E 03 E 04 E 05 E 06 E 07 E 24 E 28	E03.0\E03.1
血液 および 造血器の 疾患	栄養性貧血 溶血性貧血 (D55 ~ D59) のうち、 後天性溶血性貧血 無形成性貧血およびその他の貧血 凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態 (D65 ~ D69) のうち、 紫斑病およびその他の出血性病態	D50 ~D53 D59 D60 ~D64 D69	D69.8\D69.9
生殖系の疾患	乳房の障害 女性骨盤臓器の炎症性疾患 女性生殖器の非炎症性障害	N60 ~ N64 N70 ~ N77 N80 ~ N98	

		ı	
	流産に終わった妊娠	000~008	
	妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高	010~016	
	血圧性障害		
	主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20~O29	
	胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30~○48	
妊娠、	分娩の合併症	O60 ~O75	
分娩	分娩 (○80 ~○84) のうち、		
および	鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81	
産褥の	帝王切開による単胎分娩	O82	
合併症	その他の介助単胎分娩	O83	
	多胎分娩	O84	
	主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85 ~O92	
	その他の産科的病態、他に分類されないもの	094~099	
	その他の細菌性疾患 (A30~A49) のうち、		
	産科的破傷風	A 34	
	炎症性多発性関節障害(M05~M14)のうち、		
	血清反応陽性関節リウマチ	M05	
	その他の関節リウマチ	M06	
	若年性関節炎	M08	
	他に分類される疾患における若年性関節炎	M09	
	その他の明示された関節障害(M12)中の、		
	リウマチ熱後慢性関節障害 [ジャクー病]	M12.0	
筋骨格系	全身性結合組織障害(M30~M36)のうち、		
および	その他のえ<壊>死性血管障害(M31)中の、		
結合組織	大動脈弓症候群 [高安病]	M31.4	
の疾患	全身性エリテマトーデス<紅斑性狼瘡> <sle></sle>	M32	
077X/E	皮膚(多発性)筋炎	M33	
	全身性硬化症	M34	
	その他の全身性結合組織疾患(M35)中の、		
	乾燥症候群[シェーグレン症候群]	M35.0	
	その他の重複症候群	M35.1	
	リウマチ性多発筋痛症	M35.3	
	その他の明示された全身性結合組織疾患	M35.8	
	全身性結合組織疾患、詳細不明	M35.9	

別表2 対象となる特定女性疾病

※別表2は、更新後における女性疾病特約(16)では適用しないものであることから記載を省略しています。

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。ただし、女性疾病手術給付金または女性疾病放射線治療給付金の支払については、患者を入院させるための施設を有しない診療所で手術または放射線治療を受けた場合、その診療所を含みます。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表5 手術

1. 女性疾病手術給付金の対象となる手術

対象となる手術は、次の(1)または(2)に該当する手術とします。

- (1) 別表7に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 [備考1] (以下この別表5において「医科診療報酬点数表」といいます。) に、手術料の算定対象として列挙されている手術 [備考2]。ただし、次に定めるものを除きます。
 - ア. 創傷処理
 - イ. 皮膚切開術
 - ウ. デブリードマン
 - 工、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - 才. 抜歯手術
 - カ. 鼻腔粘膜焼灼術(下甲介粘膜焼灼術を含みます。)
- (2) 別表8に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復などの操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
 - ア. 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
 - イ. 前(1)のアから力までに該当するもの

なお、「診断および検査を主目的とした診療行為」および「輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、 放射線照射および温熱療法による診療行為」は、女性疾病手術給付金の対象となる手術には含まれません。

2. 一連の手術

「一連の手術」とは、前1. に該当する手術のうち、医科診療報酬点数表 [備考1] において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。

別表5 備考

【備考1】医科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

別表7に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表 [編巻3] に手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表 [編巻1] においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まないものとします。

【備考3】歯科診療報酬点数表

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 放射線治療

女性疾病放射線治療給付金の対象となる放射線治療は、次の(1)または(2)に該当する診療行為とします。

- (1) 別表7に定める公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 [編巻1] に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 [編巻2]
- (2) 別表8に定める先進医療に該当する放射線照射または温熱療法に該当する診療行為

別表 6 備考

【備考1】医科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

【備考2】医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

別表7に定める公的医療保険制度における歯科診療報酬点数表 [編巻3] に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表 [編巻1] においても放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療以外は含まないものとします。

【備考3】歯科診療報酬点数表

放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表7 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- (1) 健康保険法
- (2) 国民健康保険法
- (3) 国家公務員共済組合法
- (4) 地方公務員等共済組合法
- (5) 私立学校教職員共済法
- (6) 船員保険法
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律

別表8 先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養」の規定にもとづき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限る。)をいいます。

別表 9 請求書類

	項目	必要書類
1	女性疾病入院給付金の 支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
2	女性疾病手術給付金の 支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3	女性疾病放射線治療給 付金の支払 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の放射線治療証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
4	特定女性疾病入院一時 給付金の支払 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本) (5) 給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
5	出産給付金の支払 (第4条)	(1)会社所定の請求書(2)被保険者の子の戸籍抄本(3)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)(4)給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書(5)保険証券
6	満了時給付金の支払 (第4条)	(1)会社所定の請求書(2)被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本)(3)契約者の戸籍抄本および印鑑登録証明書(4)保険証券

7	払戻金の支払 (第17条)	(1)会社所定の請求書(2)契約者の印鑑登録証明書(3)保険証券		
8	女性疾病入院給付金日 額の減額 (第18条)	(1) 会社所定の請求書(2) 契約者の印鑑登録証明書(3) 保険証券		
(注)	(注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。			

別表10 特定部位表

	身体部位の名称
1	眼球および付属器
2	耳(内耳、中耳および外耳を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
4	□腔、歯、舌、類下腺、耳下腺および舌下腺
5	甲状腺
6	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
7	肺、胸膜、気管および気管支
8	胃および十二指腸 (当該部位の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸を含みます。)
9	盲腸(虫垂を含みます。)
11	直腸および肛門
12	肝、胆嚢および胆管
13	膵
14	腎および尿管
15	膀胱および尿道
18	乳房(乳腺を含みます。)
19	子宮(異常分娩が生じた場合を含みます。)
20	卵巣、卵管および子宮付属器
27	左股関節部
28	右股関節部
29	左上肢(左肩関節部を除きます。)
30	右上肢(右肩関節部を除きます。)
31	左下肢(左股関節部を除きます。)
32	右下肢(右股関節部を除きます。)
33	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
34	鼠径部 (鼠径ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
50	食道
51	小腸および結腸
53	頭蓋骨
54	左肩関節部、鎖骨、肩甲骨
55	右肩関節部、鎖骨、肩甲骨
56	頸部(頸椎、椎間板、関節、筋、腱、神経)
57	胸部(胸椎、椎間板、関節、筋、腱、肋骨、胸骨、神経)
58	腰部(腰椎、椎間板、関節、筋、腱、神経)
59	骨盤(仙骨部および尾骨部、当該神経を含みます。)
60	皮膚(頭皮を含みます。)